

**司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会・記念研究会**  
**学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～ (2-5)**  
2014年6月22日(日)午後1時30分～午後5時30分 京都司法書士会館にて

登壇者 角田 仁氏 元・東京都立小山台高等学校定時制 教諭  
現・東京都立一橋高等学校定時制 教諭  
森 香苗氏 司法書士 東京司法書士会会員  
浅井 健氏 司法書士 京都司法書士会会員  
佐藤 功氏 大阪府立旭高等学校 教諭  
進行役 大野栄司氏 司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会委員長

**【2】実践報告(1) 定時制高校「市民科・社会参加」での法教育実践**

大野 それでは「実践報告(1) 定時制高校「市民科・社会参加」での法教育実践」ということで、角田さん、森さん、よろしくお願いいたします。

角田 はじめまして。私は東京都立一橋高等学校定時制の社会科の教員をしております角田と申します。よろしくお願いいたします。

森 東京司法書士会法教育委員会委員長をしております森と申します。よろしくお願いいたします。

角田 まず最初に私の方から法教育の実践ということで、この3月まで7年間おりました小山台高校定時制での取り組みについてご報告したいと思っております。

定時制高校というと、みなさんどんなイメージがありますか。私は最初は、神奈川、静岡よりずっと南にある伊豆諸島の八丈高校の定時制というところで、教員8人、生徒8人という小さな学校の教員をしました。

夜間定時制高校のイメージというのは勤労青年が昼間働いて夜勉強するということだと思います。もちろんその要素は今もありますけれども、いまでは、生徒たちが多様化して「低学力」、不登校、不本意入学、高校中退の受け入れ、成人の再入学、それから近年外国につながる生徒、そしていわゆるひとり親の家庭が圧倒的に多い、そういういわば教育セーフティネットの役割を担う学校教育になっております。

「教育福祉」という言葉がありますが、教育と福祉をつなげた性格をいまだこの夜間高校も、とくに東京の都立夜間高校ではそういう役割を果たしています。都内にはいま定時制高校は55校あります。

高校については進学率が98%になっており、無償化は廃止になりましたけれども準義務教育化しています。

現在の課題は高校中退です。全日制高校では平均1.3%、100人いたら1人くらいしか中退しないのですが、定時制高校の学年制では平均で15.6%、100人のうち15人くらいが辞めてしまう。なかでも1年生が30%くらい辞めてしまう。

実は1年生で入ってきた生徒が4年生までにとどれだけ辞めてしまうかという45%ぐらいです。これは相当高い数字ではないかと思えます。そして中退した生徒はどこに行くかといいますと、就職等が44.0%、その他が42.7%です。私自身がこの仕事をしながら、こんなにたくさん中退した生徒に対して何もできていないじゃないか。今日にも退学する生徒にどうしたらいいのかというところを非常に悩んでおり、私自身の課題でした。そ

これから、これだけは知ってほしい、あるいは将来どこかで思い出してほしいし、必ず役に立つかもしれない、教科書をただ教えているのではなくて、明日辞めていく生徒に何が必要なのだろうかというのがこの授業とのちの相談会のきっかけになりました。

ここで、公立高校のお金がどのくらいかかるかということについて、若干資料をご覧いただければと思います。授業料が無償になりましたが、実にたくさんのお金がかかります。ある高校ですけれども生徒の家庭状況は、ひとり親、母子家庭が圧倒的に多いことがわかります。半分近くの生徒がひとり親家庭です。ひとり親の家庭の状況はご存知のような厚生労働省の統計調査がありまして、平均年収が181万円、47%が非正規労働、そういう家庭の生徒たちが来ているということになります。

さらに、中学校のとき学校に行っていないという生徒が3人に1人です。

また、近年顕著なのがマイノリティの生徒、外国につながる生徒です。1990年の入管法改正以来、日系人の生徒たちが増えましたけれども、東京にも保護者が外国人で、その連れ子として子どもたちが増加しています。

さて、生徒たちの背景に少し触れましたが、この法教育の授業における司法書士の方と教員との打ち合わせのなかでこういう話が出てきました。授業でなかなか質問が出ないことがあります。あるいは質問が出ても、とても質疑応答の5分くらいの時間では解決できないことに気づきました。

そこで、相談活動それ自体を学校でやってみませんか、ということがお互いの話の中で出てきました。

そして、2012年の秋に相談会を立ち上げてみようということで、相談活動を始めることになりました。これは毎月第一木曜日の夜、午後6時40分から9時40分まで3時間、毎回2名の司法書士の方に来校していただいております。

スタートから2013年11月末までのあいだに、生徒の相談が20件あり、相談内容は、バイトの有給休暇などの労働問題をはじめ、生活保護、家庭問題、こころの問題、奨学金の問題、借金の問題などさまざまな相談がありました。このためここに相談に来る生徒たちは授業中でも受け付け、欠席扱いにしないことも申し合わせしました。

定時制高校がどんなところか、若干紹介したいと思います。（注：以下、それぞれ写真を上映しながら）これは放課後の大学生による補習です。こういう個別な補習をしています。これは授業風景です。これは市民講師の方による授業風景です。定時制高校は制服がありません。これも授業風景です。これは大学の先生に来ていただいたものです。これはフィリピンとニカラグア、インドから来た生徒たちが手前のテーブルで授業を受けています。これは外部講師による講演です。これはクラブ活動です。コロンビアの生徒、ドイツから来た生徒、中国から来た生徒たち、あと、日本人の生徒たちです。これは文化祭で、国際交流部というところで中国、ベトナム、ニカラグア、韓国、インド、ネパールの生徒たちです。これは大学の見学会です。これはビルマの生徒たちです。難民の生徒たちです。それとネパールの生徒です。これは多言語の保護者会になります。通訳を呼んで、多言語で保護者会をしています。

では、課題と展望、法教育の意義ということですが、ときどき、教育委員会や文部科学省から法教育に関わって、学校教育における法に関する教育を推進してくださいという話があります。けれども、どちらかというと、ルールを守るための教育などの方に行ってしまうがちです。ただ、やはり、社会科の教員としては、目の前の生徒たち、たとえばネパールの生徒が自分の給料があがらないのはなぜなのか、と訴えてきたように、やはり労働教育、消費者教育、それから憲法教育が大切であると考えます。そして単

にルールを守るということではなくて、ルールを形成する市民として、主権者として生きてほしいという私たちの気持ちもありますので、そういう意味で法教育は大切だと思います。

その方法として、実際に現場で法に携わっている専門家の方に来ていただいて、授業をしていただくことは明らかに生徒たちの受け取り、生徒たちの学びの質というのが違うと思います。

実際、授業では、最後になぜそのお仕事に就いたのか実際にどのようなお仕事なのか、その仕事をされてどのように思っているのか、お話しいただいています。その人の生き方というところまで生徒たちに感じ取ってもらうことで、もしかしたら明日辞めてしまう生徒たちかもしれませんが、どこかで役に立つのではないかと考えています。

それから連携のあり方ですが、やはり対等な双方向な関係が大切であり、一方的にお願いしますということだけでは限界があるかと思っています。学校という世界はよく言われますが、なかなか複雑で、難しいところがあります。そういうなかで、お互いが話し合うことでいろんなヒント、この学校ならこういう方法、定時制高校だったら中退も多いから相談会もいいのではなどと、ぜひお互いが対話できればいいのではないかと考えました。

(会場から拍手)

森 では私の方からどんな授業をやったのかということをお話ししたいと思います。

私が使用するレジメは「小山台高校における法教育の取り組み」(注：参考として一部ウェブ公開)というレジメです。今、角田さんからお話しいただきましたとおり、学校からご依頼をいただきまして、それがきっかけで法律教室をやるようになりました。平成23年度、24年度、25年度と3年間させていただいていますけれども、平成23年度は「労働者保護」というテーマをいただきまして、学校へお伺いしてどんな内容の授業をしようかということ打ち合わせを何度かさせていただきました。私どもも定時制高校についての知識が全くなくて学校の現状をお伺いして、まずいちばん最初に思った印象が「これはたいへんだぞ」というのが正直な感想です。

いただいた課題がいろいろありまして、ここに注意点が書いてあるんですけども、まず、外国につながる生徒さんだったりですか、学力もものすごく開きがある。さきほど角田さんからお話があったように、それこそ経済的な事情で定時制高校に行ってる生徒さんは本当に成績は良くて学力も高い。けれども中学でも不登校になってしまって学力はそんなという生徒さんもいらっしゃる。ではどこに焦点を合わせようかといったときに、これはできるだけ下というか、みんながわかるようにというところに合わせるべきであろうということでご要望をいただきました。特に外国につながる生徒さんは日本語が難しいということで、できるだけ簡単な言葉づかいで、熟語はあまり使わないということです。ただ、法律は熟語だらけですね。これを熟語で言わないというか、言葉を簡単にすると語弊が出てきてしまう部分もあるかなと思うので、なかなかご期待に沿うような内容になってない部分もたくさんあったと思うんですけども、配慮をするということでした。

あと、教材にはルビを振ることなんですけれども、学校の授業、本当に学校の先生方のご苦勞がにじみ出ていまして、本当に全部にルビが振ってあるんです。もう、家庭へのプリントもルビを振ってありますし、本当にひとつひとつ作るのもたいへんだなと思うんですけども、私どもの教材も、このパワーポイントのタイトルも一応振ってあるんですけど、全部に振りきれてなくて、「あっ」と思ったところもあるんですけど、なるべく

ルビを振ってくださいということですね。

それから、生徒さんの属性に配慮した内容にすることなんですけれども、例えばひとり親の家庭が非常に多くあるとか、生活保護を受けているとか、マイノリティの生徒さんもたくさんいらっしゃるということで、そういったいろいろな事情を考慮した内容を組み立ててくれますか、ですね。言葉のひとつひとつの使い方とかでしょうか。あと、角田さんもおっしゃいましたが、職業紹介ですね、司法書士というのはどういう仕事をしている人間なのかということ、まず、わからない。一般の方でもわからないくらいなので、子どもはすぐにわからないので、紹介は必ずするようにする。あと、授業は45分なんですけれども、短いですが必ず最後には相談先を伝えると。司法書士会なり法テラスなり労働基準監督署なりですね。とにかく相談先を最後に必ずお伝えすることですね。

3年間、平成23年度、24年度、25年度とあるんですが、25年度は3年目ということで、それまでは一方的に授業をしていました。小山台高校は必ず最後に振り返りの授業ノートというのを生徒に書かせているんです。それを書くことで、今日やったことを生徒さんが振り返りできるということにさせているみたいです。司法書士会の方でもアンケートをとっているんですけれども、そのくらいのことで生徒が自発的に何かをしたということになっているだろうか、との報告だったんです。なかなか答えてもらえないかもしれないですけれども自分の考えを発表してもらおう機会をそろそろもっていいんじゃないかなということで、それを平成25年度は「福祉」、これは成年後見制度をパワーポイントを使って扱った回なんですけれども、ここでちょっとやってみたというのが25年度は前年度とは違うところです。

ここでテーマを見たいと思うのですが、平成23年度は「労働者保護」というテーマをいただきました。角田さん、学校の方では日本国憲法の学習をというでしたね。角田さん、それについて補足をどうぞ。

角田 憲法の学習は「現代社会」や「政治・経済」の授業で行いますが、教科書の知識を覚える、暗記するというだけでは不十分だと思いましたので、身近なところから憲法を考えさせたいと思います。生徒たちはアルバイトをしています、経営者が法律違反しているケースがあることがわかってきました。このため、労働法や労働者の権利というものを学びつつ、憲法の学習もできないものかとお話ししたところです。

森 ありがとうございます。日本国憲法は、それだけ教えようと思うものすごく難しいと思うんですね。たぶんみなさんも実感されてると思うんですが。非常に、ある意味抽象的というか、具体的なものに落としこみづらいとか。具体的な人権の問題を扱っていることもあるかもしれませんが。あとまた、憲法の発展ということで、憲法の基本原則の一つの民主主義、今、それがちょっと危機だという状況にはあると思うんですが。そのへんも教えるということも、公立学校で教えるということで、どっちかに偏ったような憲法観というのはお話ししにくいですが、そういった打ち合わせもありました。

23年度は「日本国憲法と労働法」とは言いつつも、労働法の授業ではあるんですけれども。なぜ労働法という法律ができたんでしょうかというのは、日本国憲法のところで私たちに保障された権利であるということから落とし込んでお話をします。それに具体的な労働法の知識を組み込んだというのが授業内容になっております。

次に24年度なんですけど、4つのテーマで4コマをいただきました。「労働者保護」は前年を踏襲したかたちで同じような内容ということになって

います。「消費者保護」なんですけれども、これはみなさまも得意とされていてよく実践されているお話だと思いますが、悪質商法の知識だったりとか、日司連のパワーポイント教材「青少年のための法律講座」を使ったりしております。それから実際の相談事例ですね。実際にこれは私が受けた事例だったんですけれども、それを紹介する。あと、クーリングオフとか契約がらみのお話をしたということですね。やっぱり生のものの方がいいだろうということで、例えば裁判所からの特別送達の封筒を持って行って回して見てもらう。「こんなものが来たら相談に行かなくちゃいけないよ」とか、そういうことをしたりしています。

あと、24年度は「貧困問題」と「生と死を考える」というテーマも扱ったのが特徴あるところで、貧困っていうのはどうしておきてしまうのかとか、生活保護のお話ですね、それも含んだような内容です。あと、「生と死を考える」は自死問題とか、若干重いテーマではありますが試みました。

今日の報告は、主に平成25年度の資料をつけさせていただいております。「憲法」については資料はつけておりませんが、「立憲主義と人権」ということで、立憲主義よりもどちらかという人権の規定の紹介を主にして、パワーポイントの教材を使いながらお話をしました。ただ、ここはまだまだ改善の余地があるというか、もっと生徒に実感として入ってくるような講義ができればもっとわかったかなとも思うので、またお話をいただけましたら改善していけたらなと思っていますところでは。

「消費者保護」「労働者保護」「福祉」についてはレジメをつけているんですけれども、順番としては先に、パワーポイントにしている「福祉」ではどんな内容をやったかということをお話したいと思います。レジメは〔小山台高校 10/2 福祉〕という資料です。これは実際に担当した人のレジメをそのままコピーして使っています。「1. 司法書士の紹介」にカッコして「やまとも」と書いていますが、これは担当司法書士のニックネームで、そのまま書いています。「2. 社会福祉はどこから来たか？」もやまともさんが担当し、「3. 社会福祉の一つとしての成年後見制度の理解」は私、森が担当しました。

講義ではまず、司法書士の職業紹介をしまして、2番目に「社会福祉はどこから来たか？」ということをお話しました。人権っていうのはどういうものか、人間はもともとみんな自由で平等だ、そういう話からですね。昔は自由でも平等でもなかった。今は、私たちは自由、平等とされていますが、実際はどうか。何が自由で平等なのかじっくり考えて、自由ということだけを貫いてしまおうとかえって差が出てしまって、平等でなくなってしまう例を示し、そこで一人ひとりの努力では平等になれない、そういう不平等は国が補って人間は健全な生活を送れる。そこで、社会福祉という考え方が発達したんだよというようなことを最初にお話しました。パワーポイントはビジュアル的に、かわいくしました。

もし福祉ってことを考えない社会だったらどうしよう、ということでレジメにあるんですが、「病気で片足がなくなったらどうしよう」、「小学生の子どもが事故で亡くなってしまった」、あとは、「病気がちの人がなかなか働けなかったらどうしようか」という話をしました。ここからは、司法書士が社会福祉の話をするときに何が一番実感を持ってお話できるかといったときに、われわれがやっている業務の一つに成年後見人業務があると思うんです。これも福祉というテーマで話ができるのではないかという打ち合わせになりまして。私もやまともさんも後見業務をやっておりますので、今自分がかかえている案件についての本当の実際の事例を、若干脚色して構成していますが、こういう課題もあるんだけど

みなさんだったらどうやって解決しますかということを問いまして、発表してもらいました。思いのほかよく考えて下さって意見が出ました。

まず、〔事例Ⅰ〕が、ここに書いていますが80代の男性で認知症の方ですね。ちょっと粗暴な傾向が出ていて、迷惑をかけてしまったりもしているという事案ですね。これについてどうしようかと。漠然と考えさせても難しいかなとも考えましたので、「福祉」のレジメの4頁目ですが「対応の選択」というのがあるんですけれども、4つ選択肢を、これにこだわらなくてもいいんですが、出しました。

例えば、①仕方がないのでおとなしくなる、そんなに力が出ないような薬を増やす。ただ、その薬を飲むと副作用で転倒してしまったりとか、リスクもある。それはもう仕方がないんじゃないか、まわりを殴ってしまって迷惑をかけるよりはましなんじゃないかと。あと、②転んだりすると大変だから、みんなが殴られないように気をつければいいんじゃないか。③で部屋から出るから他の人を殴ってしまったりするので、とりあえず閉じ込めたらいいんじゃないか。④では、そんな人は施設に置いておけないから、出ていってもらうしかないんじゃないかとか。結構どれも厳しいと思うんですが。そのような事案を出して考えてもらいました。意見が出るとは思えないと書いてありますが、意見は出ましたのでよかったです。プリントにもけっこういろいろな意見を書いて下さったので。

定時制高校の生徒さんたちは、けっこう聞いてないようでちゃんと聞いて下さる。（注：身振りを交えて）こんな姿勢とか、絵を描いていたりとか、いろいろな人がいるんですけれど。けっこう聞いていて、むくっと起き上がって、これこれこうなんじゃない？とか言ってくれたりしました。ちゃんと聞いて、意見も出してくれました。最後に、実際の対応はこうだったということをお話ししました。

〔事例Ⅱ〕ですが、この方は統合失調症の方なんですけれども、打ち合わせのときに具体的な病名を出すことはやめて、という話がありました。だからここでは、ある心の病があるというふうに診断されてという言葉の使い方しております。この方の事案としては、いままではお母さんと二人暮らし、母子家庭でお母さんの年金で暮らしていたのですが、お母さんが亡くなり、障害年金の受給権もなく、収入が途絶えました。月に1万円から2万円の収入なのに、支出が20万円という大赤字なんですね。貯金を食いつぶす生活なのに、ストレスを発散するために買い物に依存するという方なんですけれども。将来計画を立てたり、お金の管理をすることが苦手なので、どういうふうに対処したらいいかという事案です。結構難しいですけれども。

これには選択肢はなかったのですが、いろいろ意見は出ました。ヒントはケースの紹介のところで出してありまして、この方は持ち家がある。結構便利なおところにあるマンションなんですとか。実際の対応としては、この方はマンションを貸して、賃料収入で生活を立てるということにしたんですけれども。

最後のまとめが「福祉」については、相手にとって何が一番いいのかっていう視点に立って何かをするっていうことなんじゃないかというふうにお話をしたんです。してあげるっていうんじゃないかと、お手伝いをするという感覚でしょうか、というお話をさせていただいたら、結構そこが響いた生徒さんがいらっしゃったみたいで、相手にとって何が一番いいのか、最善なのか考えるっていうのはいいことだ、いい考えだみたいなことを言って下さった生徒さんもしましたし、司法書士って大変だね、みたいな意見もありました。

「消費者保護」のテーマについては、クイズ形式の講義としておりまし

て、1問目、2問目が○×問題です。3問目から6問目までは三択形式になっています。クイズを考えてもらって、これもみんなに答えてもらって、答えが分かれたところは、さあどうだろうということで、クイズを通して学んでいただくというような形式をとっております。

〔労働法の基礎〕ではパワーポイントを使いました。当初は「日本国憲法と労働法の基礎」というパワーポイントだったんですけど、前年度とほとんど変わってないです。日本国憲法が別出しになったので今回のような感じです。ほとんど変わっていません。

内容ですが、はじめに労働法というのはどうしてできたか。私たちを守る労働法とはこうですよ。すべての人は幸せに生きる権利がある。生きていくために元気で働く権利があります。それは外国人も日本人も同じです。すごいシンプルなんですけど、最初のところで少し肉付けしてお話ししています。このパワーポイントで労働法っていうものがなぜあるかお話をして、このあとはクイズ問題で進めています。

「はたらくクイズ」ということで、

「高校3年生のタカシくん。アルバイトをしてバイクを買うお金を貯めることにしました。ちょうど、近所のコンビニで、アルバイトの募集をしています。さっそくタカシくんはコンビニに行き、アルバイトの面接を受けました。そうしたらその場でめでたく採用され、夏休みのあいだ働くことになりました。」

で、このあとの働いている途中のいろいろな問題をクイズ形式で出題するという形になります。

「ところが、アルバイトの初日からなんだかちょっともめているようです。どうやら時給がアルバイト募集の張り紙と違うようなのです。これっていいの？」

と振って、寸劇をやります。寸劇の小芝居の台詞が〔労働法の基礎〕というレジメにあるんですけども。タカシくんとコンビニの店長との会話になっておりまして、ここからはタカシくん役を学校の先生にやってもらいます。店長役を私がします。小山台高校は芸達者な先生が多くて、すごくいい演技をしてくださって盛り上がるんですね。こんなやりとりです。

タカシ「こんにちは。今日からよろしくお願ひします」

店 長「はい、タカシくんね。じゃあ、お給料計算するから、このタイムカードに名前書いてね」

タカシ「はい。あれ、これ……」

店 長「ん？どうしたの？」

タカシ「時給、850円になってるんですけど……」

店 長「うちでは、高校生は時給850円なんだよ」

タカシ「えっ！？ 850円？ 募集広告には950円って書いてありましたよね？」

店 長「ああ、それは大学生以上ね」

タカシ「え～」

店 長「まあ、大学生とか高校生とか、時間によっても時給は違うから、いちいち全部書いてないんだよ。いやならやめる？ やめるならべつにいいよ」

という形で小芝居終わりました、考えてもらう。答えは、お店側としては募集の張り紙とは違うと言って労働条件を勝手に決めてはいけないよということなんですね。ここのところで労働条件についてちゃんと明示してもらいましょうというようなお話に続けるというのがクイズ1問目ということになっています。

クイズ2問目は「来月まで待って」というタイトルの小芝居です。

「あさってはうれしい給料日。なのになんだかもめているようです。タカシくんは店長からお給料日に給料が払えないって言われています。これってありでしょうか？」

「お給料は支払いが苦しいので来月まで待ってくれ、来月2か月分払うからいいでしょうというふうに言われちゃいました。」

というような芝居をして、給料支払いのルールっていうものにつなげる。現金で、直接本人に、全額を、毎月1回以上、決まった日に支払わないといけないんだよ。そうでないと生活できませんよねというお話につなげる。

次は確認クイズで、現金でと言ってるけれど、口座振込はどうなのということだけど、これはOKですと。

確認クイズをもうひとつ。タカシくんは未成年者なので店長は給料をタカシくんの両親に払うことにしました。これは相談のなかでも、親にということで使われちゃったということがありました。これは直接働いたタカシくんにも払ってもらおうよ、ということでお話しました。

次のクイズが小芝居の「給料天引き」なんです。コンビニの棚を掃除中にピンを並べようとして何本か割っちゃいましたという事案なんですね。割った分は迷惑をかけたんだから給料から引いておくと言われた。タカシくんが割ったのだから当たり前だという事案なんですけど。これもけっこう「引かれてもしょうがない」というか、実際に「引かれた」というような意見が結構出ました。割ってしまった代金は果たしてお給料から引かれてしまうのでしょうか。

答えは×です。給料は全額支払わないといけないとさっきやったよね。なので、もし賠償しなければいけないのであれば、給料とは別です。でも、今回はわざと割ったんじゃないければね、お仕事中のちょっとしたミスは誰でもあるよね、わざと割ったんだったらもちろん賠償しないといけないけど、そうじゃなかったら、それはお店負担になるよと言ったら、結構衝撃だったみたいでした。こういうことはあるんでしょうね。

最後は「クビ」ですね。明日からもうこなくていいよって言われちゃったと。この小芝居はまた、笑えるんですけど、

店 長「え～、タカシくん、ちょっと来て」

タカシ「はい、なんでしょう？」

店 長「君ねえ、明日からもうこなくていいよ」

タカシ「え？お休みですか？」

店 長「休みってわけじゃないけどさ、もう来なくていいって言うてんの！」

タカシ「それって、クビってことですか？」

店 長「まあそうだね」

タカシ「どうしてですか？」

店 長「うちねえ、もともと女の子に来て欲しかったんだよ。それなのになかなか来てくれなくてねえ～。タカシくんが面接に来たからさ、まあいいか、と思ったんだけど、今度やっと女



の子が来てくれる事になったんだよね。これがまた可愛い子  
でさ」  
タカシ「はあ～・・・」  
店 長「いや～ホントよかったよー。はいこれ、君の今日までのお  
給料だから」  
タカシ「でも、急にそんなこと言われても・・・もう全部お給料  
もらえるつもりで、いろいろ計画してるんですけど」  
店 長「そんなこと言ったって、もともと女の子を雇うつもりだっ  
たんだから、しょうがないじゃないか。それとも給料だけよ  
こせて言ってるわけ？」  
タカシ「そ、そうじゃないですけど・・・」

というような小芝居をやった後に、クビにするにはよっぽどの理由がない  
とクビになるってことはないよというようなお話をして、クビのルール＝  
解雇のルールについて話しました。

だいたいこのくらいで45分ほど使ってしまった、最後にまとめなんです  
けど、働く人と雇う人は対等じゃないよね、働く人は雇う人からお給料を  
もらわないといけないので、どうしても立場が弱くなっちゃいますと。弱  
い立場の私たちを守るために労働法っていうのがあるんだよ。そのイメ  
ージ図があるんですが、例えばこれが雇う人＝社長、みなさん＝高校生、上  
からですね。だけど労働法があって調整しているんだよというイメージの  
パワーポイントの図です。で、相談しよう、いろいろな相談先があるよっ  
ていうことをお話しして終わるという内容でした。

まあ、こういったようなことをしましたということなんですが、相談先  
を言ったとしても司法書士会の建物の中に入るといのはものすごく勇気  
が要る。そこまで行くのに時間も作らなくちゃいけないし、交通費もかか  
るし、予約もとらなきゃいけないし、ハードルはいくつもあるわけで難し  
いと思うんですね。だったら、学校には来ているんだから、学校の場が活  
用ができれば一番いいよねということで、学校での相談会ということが実  
現したんですね。チラシが一番後ろについているんですけど。こんなチラ  
シを配って。

実際運営のしかたを少しお話ししますと、法教育の事業は法教育委員会  
でさせてもらっていますが、相談事業の方は相談部の方につながまして、  
相談部では「出張相談」ということで小山台高校の特別の相談チームとい  
うのを作ってしまして。毎回毎回来る人間が変わるということよりは、プ  
ライベートな悩みも聞くのでいつも同じ人間が来るのがいいだろうとい  
うことで、10名くらいでチームを作って、その中から男女ペアで行ってい  
ます。例えば対応を話し合ったりとか、ちょっと異性とは話しづらいとか  
ということもありますので、男女ペアで行っているということですね。

親御さんの相談も受けますということになっておりますので、親の相談  
を受けたこともあったりします。生徒さんの相談の場合は、どんな悩みが  
あったということを学校にお伝えするということについては、生徒によっ  
ては先生にも話したくないし、親にも話したくないし、誰にも話できない  
けど、外から来た全く第三者の司法書士だったら話ができるという形で来  
てくださる生徒さんもいらっしゃると思うので、そのへんは本人の許諾  
なしに、この子こんな悩みを抱えていますよと学校に伝えちゃったら信頼  
関係がなくなっちゃいます。そういうこともありますので、生徒さんの承  
諾の下にお伝えするということになっております。

角田 この相談会ですが、さきほどお話させていただきましたが、高校中退が

多いということ为背景に、法教育の授業から発展し、始めることになりました。

先ほど森さんからお話がありました。相談内容は、学校は生徒から基本的に聞いておりません。ただし、生命とか、緊急的なところがあれば、それはもちろん聞いておく必要があるかと思いますが、基本的には相談内容は秘密で、私たち担任も管理職も聞いておりません。この試みが今後どうなるか注目したいと思います。

と申しますのは、私もこの3月で次の学校に異動になりまして、東京都は6年間で異動になります。

そもそも、学校というのは教師集団の自律度、自由度がありますが、なぜこのような取り組みをするのか、特に高校は学校でまとまって取り組むというのが正直いってなかなか難しいです。みなさまも高校時代の先生を思い出していただいただけませんか。教員は、一国一城の主というところがあったり、あるいは学校というところは勉強するところであるので、なんでそこまでする必要のあるのかということが必ず出てきます。どんどん異動で人が変わってしまいますので、そういう先生もいらっしゃいます。

そういう先生方の同意をとっていくのは結構大変です。管理職がリーダーシップを発揮すればいいんですが、管理職もいろいろな管理職がいます。ですからみなさまがもしこういう相談会とか法教育を学校と連携してやる場合、学校にもいろいろな教員がいて、連携できる人もいれば、ちょっと難しいなという教員や管理職がいることを知って欲しいと思います。一部だけ見て、だめだなと判断されずに、必ず理解できる教員がおりますし、そのあたりも見てほしいと思います。

なによりも生徒たちのために考えたいと思います。母子家庭で困難な環境にある生徒たちを中退させずに、卒業させていくということが社会的にとっても意義があると。多くの司法書士の先生方もそういう社会的な使命感をお持ちでいらっしゃると思いますし、このような学校との連携という活動に関心をもたれていると推察いたします。この社会的な意義、使命みたいなことを共有化できれば、課題を乗り越えていけるのではないかと実感しております。

森 以上、われわれの実践報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。  
(会場から拍手)

大野 角田さん、森さんありがとうございました。